

個人投資家向け株券貸借取引等の取扱いについて

平成 15 年 5 月 7 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、個人投資家との貸借についてその問題点の洗い出しを行うとともに、必要なルールの在り方について実務的な検討を行うため、本年 1 月 20 日に「個人投資家向け株券貸借取引制度検討研究会」を設置し、鋭意検討を行った結果「個人投資家向け株券貸借取引等の取扱いについて（研究会報告書）」を取り纏めたところである。

今般、当該報告書の内容を実現するため、「株券等の貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）及び「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」（公正慣習規則第 6 号）の一部について、以下のとおり所要の整備を行うこととしたい。

項 目	内 容	備 考
1 . リスク等に関する説明義務	<p>会員が個人投資家から株券を借入れる場合は、あらかじめ制度やリスクについて説明し理解を得なければならないこととする。</p> <p>説明しなければならない項目は、基本的スキーム、契約に起因するリスク、株主の権利義務関係、税制関係とする。</p>	<p>必要な事項を「株券等の貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）に規定し、「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」（公正慣習規則第 6 号）において準用する。</p>
2 .内容及びリスクを理解した者との取引の開始	<p>会員は、個人投資家と株券貸借取引を行うに当たっては、契約に起因するリスク等を理解した投資家と取引を行うことに努めなければならないこととする。</p>	
3 .消費貸借契約と消費寄託契約の整合性	<p>会員が個人投資家から株券を借入れる場合、「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」（公正慣習規則第 6 号）に基づいた「消費寄託契約」でも行うことが出来るが、この場合でも「株券等の貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）に基づいた「消費貸借契約」と同様の取扱いを行うこととし、両規則の整合性を図ることとする。</p>	<p>整合性を図る項目は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人投資家向けの消費寄託契約書及び消費貸借契約書の書式 ・ 既取引に係る受渡未済がある場

項 目	内 容	備 考
4．担保の提供	<p>会員が個人投資家から株券を借入れる場合、個人投資家が担保の提供を必要としない旨の確認を速やかに書面で得た場合を除き、担保（担保の提供と同様の効果を有するものを含む）を提供するものとする。</p>	<p>合の新規の貸借禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員から本協会への株券貸借取引状況報告等の取扱い <p>担保（及び担保の提供と同様の効果を有するもの）としては、例えば、以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸株代わり金 ・ 債務保証 ・ 保険 ・ (投資家を受益者とした)任意の分別金信託
5．受入担保金の適切な運用	<p>会員は当該株券を転貸する際には、転貸先からの受入担保金を適切に運用するなど、健全性の確保に努めるものとする。</p>	
6．社内管理体制の充実	<p>会員は適切な個人投資家向けの株券貸借取引を実施するため、協会の定めた規則及び社内規則を遵守するとともに、社内規則の遵守等が適切に行われているかどうか、定期的に社内のコンプライアンス部門等が確認しなければならないこととする。</p>	
7．その他	<p>その他所要の規定の整備を図る。</p>	
8．施行日	<p>平成 15 年 6 月 16 日から施行する。</p>	<p>無担保確認書の書式の準備等に配慮して、施行まで一定の期間を設ける。</p>

内容に関する問い合わせ先：日本証券業協会

・理事会決議関係 市場部エクイティ・グループ

担当：平田、森本（TEL:03 - 3667 - 8647）

・公正慣習規則第 6 号関係 会員部会員グループ

担当：山内、並木（TEL:03 - 3667 - 8453）

パブリック・コメント・スケジュール

募集期間：平成 15 年 5 月 7 日から平成 15 年 5 月 21 日午後 5 時 00 分まで（必着）

パブリック・コメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1 - 5 - 8

日本証券業協会総務部総務グループ 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

（注）住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。